

平成 30 年度地域課題対応人材育成事業「地域コアリーダープログラム」 概 要

多様な個人が能力を発揮しつつ、自立して共に社会に参加し支え合う「共生社会」を、地域において築いていくためには、住民や非営利団体、行政機関等による取組の充実が必要不可欠である。こうした認識の下、平成 27 年度までの青年社会活動コアリーダー育成プログラムの成果を生かしつつ、高齢者関連、障害者関連及び青少年関連の課題解決に向けた取組に携わる日本青年を、先進事例のある外国に派遣し、組織で活動する青年リーダーとの交流を通じて、各分野の課題対応の方策とともに、組織の運営、関係機関等との連携及び人的ネットワーク形成に当たって必要となる実務的な能力の向上を図ることを目的として実施する。

平成 30 年度事業では、高齢者関連についてドイツ連邦共和国、障害者関連についてフィンランド共和国、青少年関連についてニュージーランドを交流対象国とし、日本青年等を派遣するとともに、各国から青年を日本に招へいすることとしている。

< 日本青年海外派遣の概要 >

(注) 本概要は平成 30 年度予算案に基づく平成 30 年 1 月時点の予定であり、訪問国及び日程は、今後変更することがある。

1 派遣プログラム

(1) 訪問国

高齢者関連はドイツ連邦共和国、障害者関連はフィンランド共和国、青少年関連はニュージーランドを訪問

(2) 訪問日程

平成 30 年 10 月 7 日(日)から 16 日(火)までの 10 日間

(3) 派遣人員

各訪問国に、それぞれ団長 1 人及び参加青年 8 人の計 9 人を派遣

(4) 訪問国における活動

活動分野ごとに、各テーマに基づき社会活動の現場の視察や意見交換等を行う。

高齢者関連活動：テーマ(調整中(参考 平成 29 年度は「地域における高齢者支援に必要な連携」))

障害者関連活動：テーマ(調整中(参考 平成 29 年度は「地域における障害者の社会参画の更なる拡大」))

青少年関連活動：テーマ(調整中(参考 平成 29 年度は「子供・若者の育成支援に関わる人材の養成」))

(5) 渡航手段

渡航に用いる交通手段は、航空機とする。

2 研修

青年海外派遣の効果を最大限に高めるため、参加青年に対して以下の研修を実施する(東京都内で合宿形式により実施)。

(1) 事前研修

ア 時期及び期間

平成 30 年 6 月 29 日(金)から 7 月 1 日(日)までの 3 日間(2 泊 3 日)

イ 研修目的

事業の趣旨、内容及び訪問国等についての理解を深め、必要な諸準備を行うとともに、参加青年としての心構えや訪問国における活動の基本を習得、併せて出発前研修までの自主研修期間の準備と目標を明確にする。

(2) 出発前研修

ア 時期及び期間

平成 30 年 10 月 5 日(金)、6 日(土)の 2 日間(10 月 5 日から出発日である 7 日までの間、2 泊する。)

イ 研修目的

訪問国における諸活動の最終準備と確認等を行う。

(3) 帰国後研修

ア 時期及び期間

平成30年10月17日(水)、18日(木)の2日間(帰国日である16日から2泊する。)

イ 研修目的

事業成果を取りまとめ、その成果を踏まえた事業終了後の諸活動への理解を深める。

3 構成員の任務と選任等

(1) 任務

ア 団長は、派遣団を代表するとともに、参加青年を指導し、派遣団の活動を統括する。

イ **参加青年は**、団長の指揮に従い、団体行動の下に、研修及び派遣プログラムに参加し、団務を分担する。

また、事前研修後の自主研修期間にあつては、訪問国についての知識や語学能力の向上に励むとともに、我が国の歴史や社会情勢の認識を深めるなど、積極的に派遣プログラムの準備に努めなければならない。

ウ 団長及び**参加青年は**、帰国後、活動報告書を定められた期限内に内閣府に提出する。

エ **参加青年は**、事業参加後およそ1年後、2年後、3年後、4年後、5年後、10年後に内閣府が行うフォローアップ調査(活動状況等)に回答する。

(2) 選任等

ア 団長

内閣府が任命又は委嘱する。

イ 参加青年

都道府県知事(青年国際交流主管課(室)が教育委員会に属する場合には、教育長)又は全国的組織を持つ青少年団体等の代表者から第1次選考を経て推薦された者の中から、内閣府が選考し、決定する。

4 経費

(1) 事業の実施のための経費((2)及び(3)に掲げるものを除く。)は、出発前研修に参加するための

国内上京旅費及び帰国後研修終了後の国内帰郷旅費(東京23区内在住の者を除く。)を含め、内閣府が負担する。

(2) 次に掲げる経費は、参加青年本人の負担とし、参加費として参加青年から徴収する。

(9万~13万円程度。訪問国によって異なる。)

ア 渡航に要する往復航空運賃の一部 (1)

イ 事前研修、出発前研修及び帰国後研修における宿泊料等及び食費

ウ 旅行保険料等

(3) その他、以下の経費についても参加青年本人の負担とする。

ア 事前研修に参加するための往復旅費

イ 旅券発行手数料、予防接種料

ウ 疾病又は傷害の治療費用及びそれに付随する費用

エ 小遣いその他の個人の用に必要な経費

オ 日本における事後活動組織である日本青年国際交流機構への入会金(3万円)(2)

(1) 往復航空券については、事前研修終了後、参加青年として決定された者に対して、発券作業が行われる。発券後、事業参加を辞退し、航空券のキャンセル料が発生する場合、キャンセル料は青年の一部負担する金額の範囲内で青年が負担するものとする。

(2) 内閣府の青年国際交流事業に参加した青年等が自主的に組織している事後活動組織「日本青年国際交流機構」では、会員たちが事業参加の経験とネットワークを生かしながら、様々な形で社会に携わる活動を行っている。